

公立大学法人高知工科大学中期計画（案）

（目次）

- I. 教育研究上の基本組織
- II. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- V. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- VI. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
- VII. その他記載事項

（計画）

I. 中期計画における教育研究上の基本組織

I-1 学群または学科、大学院研究科

学群・学部	システム工学群	
	環境理工学群	
	情報学群	
	マネジメント学部	
大学院研究科	工学研究科	基盤工学専攻

I-2 研究所等

機構	地域連携機構	連携研究センター 地域連携センター
研究所		総合研究所 社会マネジメント研究所 ナノデバイス研究所
研究センター	ナノ創製センター	

II. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

II-1 教育に関する目標を達成するための措置

II-1-(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1. 教育効果の向上を図るために、少人数教育や学生への個別指導を実施する。
2. マネジメント学部に加え、工学部をシステム工学群、環境理工学群、情報学群の工学系3学群に改編することによって、単一の狭い専門分野だけではなく様々な関連領域を幅広く学ぶことの出来る教育を提供する。
3. 大学院修士においては、学士課程より深い専門知識や問題発見・解決能力を身につけた人材を育成するとともに、さらに博士後期課程においては高度な専門的能力を有する高度技術者及び高度研究者を養成する。
4. 学生の学習意欲を増進するために、各種表彰制度を実施する。
5. 教育成果の改善に活かすために、企業や卒業生からの意見を聴取する。

II-1-(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1. 学生による授業評価を行い、これを教員評価に反映させる。
2. 大学教育への順調な接続を図るために、導入教育を充実させる。
3. 職業人としての基礎的な能力を獲得させるために、キャリア教育を行う。
4. 国際コミュニケーション力を涵養するために、学生の国際学会発表を奨励する。

II-1-(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

1. 大学教育の質向上を図るために、工学部を工学系3学群へ改編するとともに、学士課程教育及び大学院教育における教育プログラムを継続的に改善する。
2. マネジメント学部や工学系学群における学士課程教育に対応するため、より効果的な大学院教育プログラムを検討し、必要な取り組みを行う。
3. 年次進行による着実な学力の向上と卒業生学力到達水準の保持を目指して、クオータ制と総合評価制度（G P A）を実施する。
4. 高度化したシラバスや教材等の提供により、学生の自主的学習を支援する。
5. 学生の特徴や状況を十分に把握できるようにするために、教務関連情報を処理するシステムを作成する。
6. 県内高校や四国内の大学など他の教育機関との戦略的教育連携を図る。
7. 卒業生が活躍できる場を広げるため、教職課程を継続的に改善する。
8. 専門的能力をより一層充実させるとともに、指導力とコミュニケーション力の涵養を図るために、大学院生をT Aとして採用する。
9. 教育力向上を図るために、組織的なFD（Faculty Development；教員研修）活動およびSD（Staff Development：職員研修）活動を行う。

II-1-(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1. 学生の身体的・精神的な健康を増進し、安全・安心をキーワードに学生支援の充実をはかる。

2. 学生に対する就職支援とキャリア支援を行う。
3. 学業以外でも充実した学生生活を行うための学生生活支援を行う。
4. 学会等での論文発表など学外での成果発表を奨励するために、学生に対して旅費その他の経費を支援する。

II－1－(5) 学生の受け入れに関する目標を達成するための措置

1. 高知県内高校からの入学を支援するために、奨学制度その他の措置を導入する。
2. 受験機会を拡大するために、多様な入学試験と奨学制度を実施する。
3. 大学院生・留学生及び社会人学生の増加を図るために、各種の措置を講ずる。
4. 大学の特徴及び入学生受け入れ方針を、全国に周知するために、各種広報手段を活用する。

II－2 研究に関する目標を達成するための措置

II－2－(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

1. 学内における各領域の研究を互いに紹介して常に連携や共同研究を模索する。
2. 国際的研究活動を推進するため、留学生や研究生の増員を図る。
3. 応用的な研究と基礎的な研究とのバランスをふまえながら、研究を進展させる。
4. 他の教育機関との戦略的な共同研究を図る。

II－2－(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1. 地域連携機構を発足させるとともに、研究本部、地域連携機構、総合研究所を中心とする研究体制の構築を図る。
2. 研究を継続的に発展させるために、研究費の獲得や研究の継続的実施を支援するための措置を講ずる。
3. 重要な研究領域に対して、博士研究員や時限任用教員などの人員や研究費を重点的に配分する。
4. 研究情報の取得を容易にするため、附属情報図書館を充実させる。

II－3 社会貢献に関する目標やその他の目標を達成するための措置

II－3－(1) 地域連携に関する目標を達成するための措置

1. 地域との連携に向けて、ニーズの把握・発掘に努めるために、地域連携機構を中心とする大学の体制を整備する。
2. 地域連携に成果をあげた研究グループを支援する体制を整備する。

II－3－(2) 地域への開放に関する目標を達成するための措置

1. 地域連携機構を中心として、地域のニーズに応える公開講座を実施する。
2. 情報図書館等の大学施設を地域の研究開発者や技術者を含む地域住民に開放するとと

もに、その周知を図る。

3. 大規模災害に備えて、大学の建物や情報通信設備等の資源の有効活用と、県、市町村、警察、消防等の災害救援活動への協力のための準備を行う。

II－3－(3) 地域の活性化や振興に関する目標を達成するための措置

1. 社会人教育、生涯教育を活性化するための拠点を形成するための取り組みを行う。
2. 教員の研究内容、研究成果等に関する情報を公開し、共同研究・受託研究等の受け入れを推進する。
3. 県の施策の方向性を踏まえた地域の活性化や振興のための活動を行う。

II－3－(4) 県内大学及び高等学校との連携に関する目標を達成するための措置

1. 県内大学や県内高校など他の教育機関との戦略的連携を図る。

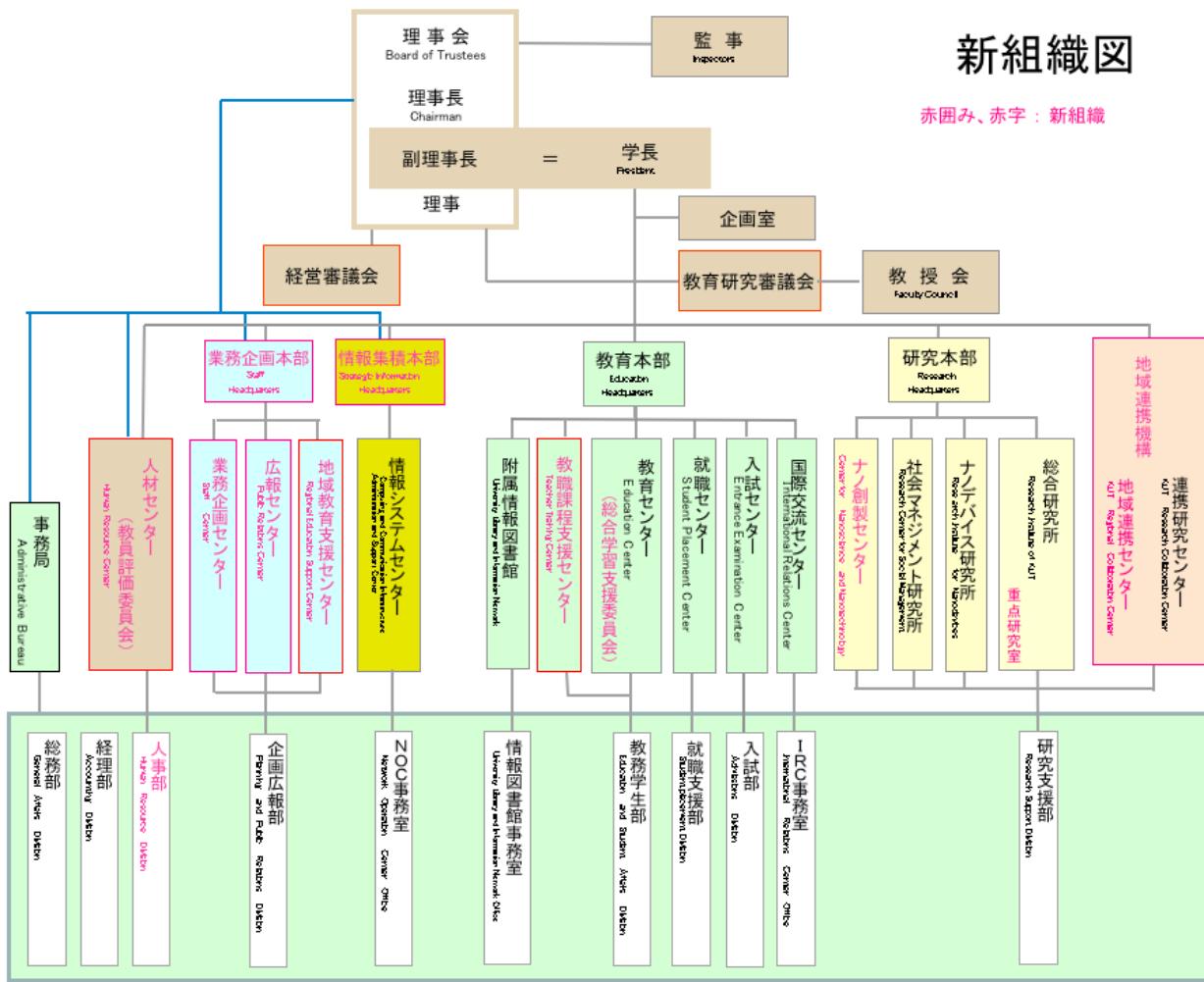
II－3－(5) 国際交流に関する目標を達成するための措置

1. 大学の国際性を高めるために、海外の大学との交流や留学生の受け入れを推進する。
2. 国際会議を積極的に主催する。

III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

III-1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 私立大学として構築した業務体系の長所を継承する。
- 理事会、経営審議会、教育研究審議会を設置し、経営と教学とが適切な役割分担を行う業務体制とし、学長の教学の長としての権限と責務を明確にする。
- 大学としての意思決定の迅速化と業務の効率化を図るために新しい組織体制を構築する。



III-2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 大学教育の質向上を図るために、工学部を工学系3学群へ改編する。(短縮再掲)
- マネジメント学部や工学系学群における学士課程教育に対応するため、より効果的な大学院教育プログラムを検討し、必要な取り組みを行う。(再掲)
- 社会人教育、生涯教育を活性化するための拠点を形成するための取り組みを行う。(再掲)
- 地域連携機構を発足させるとともに、研究本部、地域連携機構、総合研究所を中心とする研究体制の構築を図る。(再掲)
- 重要な研究領域に対して、博士研究員や時限任用教員などの人員や研究費を重点的に配分する。(再掲)

6. 大学の重点課題に対応するため、適正かつ合理的な人員配置を行う。
7. 教育研究水準の一層の向上と効果的な大学運営を図るため、財務状況を考慮しつつ中長期的な見通しのもとに、適切な教員及び事務職員の配置を行う。

III-3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1. 優秀な教員や事務職員を採用する仕組を整備する。
2. 職員の能力と実績を総合的に評価する制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映する仕組を整備する。
3. 人材センターを設置して、柔軟な人事制度を整備する。

III-4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1. 事務処理の合理化とデータの精度向上を図るため、学内の各種データを大学マネジメント用データベースとして構造的に一元化する。
2. 電子認証システムの導入を検討する。
3. 職員の能力を高めるために、組織的な FD (Faculty Development; 教員研修) 活動や SD (Staff Development; 職員研修) 活動を行う。

IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

IV-1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1. 競争的教育研究資金の獲得を支援する仕組みを構築する。
2. 競争的研究資金を獲得可能な教員を採用する。

IV-2 効果的・効率的な経費の執行に関する目標を達成するための措置

1. 業務構造自体の改善のための初期投資は積極的に行う。
2. 職員の一人ひとりの技能（スキル）を向上させることによって、業務の効率化を図りながら経費の節減を行う。
3. 年度を越えた資金の使用を可能にする等の経費の弾力的使用のための制度を導入する。
4. 国からの財政的支援額を考慮して、教育組織と学生定員のあり方を常に検討する。

IV-3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1. 常に資産の把握・分析を行う。
2. 法人の自己判断において、厳格な管理と、安全かつ効率的・効果的な運用を図る。

V. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

V-1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1. 中期目標・中期計画に即して自己点検評価を企画・実施し、その結果を大学運営に反映する。
2. 中期目標の期間中に、認証評価機関の評価を受ける。

V-2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1. 学長と情報集積本部の指導の下に適切な組織情報の開示を行う。
2. 大学の WEB サイト（リポジトリのページ等）を用いて、大学の知的資産を公開し、持続的な情報発信を行う。

VI. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

VI-1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1. 施設設備の利用状況を調査し、全学的視点での有効利用を検討する。
2. 施設設備の現状を把握し、老朽設備の計画的な更新を進める。
3. 地震等の大規模災害時における地域の避難場所として対応できる建物・設備の維持や整備に努める。

VI-2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1. 労働安全衛生法に基づく安全管理体制を確保し、学生・職員の健康保持及び安全衛生に努める。
2. 学内の危機管理体制を構築し、さまざまな状況に対する訓練を行うことによって、危機管理能力を向上させる。

VI-3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

1. 各種ハラスメントに対するマニュアルを作成し、学生・職員に配布する。
2. 職員を対象とした研修会を充実させるなど、より一層の意識の浸透を図る。
3. 学生と職員との相談制度を充実する。
4. 学内にコンプライアンスを推進するための委員会を設置して、研修会等を実施する。

VI-4 環境保全等に関する目標を達成するための措置

1. 教育研究活動によって生じた廃棄物の適切な処理を行う。
2. 環境保全や環境への負荷低減に貢献する研究の推進を支援する。
3. 再生可能廃棄物のリサイクルや教育研究活動における省エネルギーを推進する。

VII. その他記載事項

VII-1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII-2 短期借入金の限度額

VII-2-(1) 限度額

〇〇億円

VII-2-(2) 想定される理由

1. 運営交付金の受け入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VII-3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

VII-4 剰余金の使途

1. 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

VII-5 県の規則で定める業務運営に関する事項

VII-5-(1) 施設及び設備に関する計画

1. 施設設備の利用状況を調査し、全学的視点での有効利用を検討する。（再掲）
2. 施設設備の現状を把握し、老朽設備の計画的な更新を進める。（再掲）
3. 地震等の大規模災害時における地域の避難場所として対応できる建物・設備の維持や整備に努める。（再掲）

VII-5-(2) 人事に関する計画

1. 優秀な教員や事務職員を採用する仕組を整備する。（再掲）
2. 職員の能力と実績を総合的に評価する制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映する仕組を整備する。（再掲）
3. 人材センターを設置して、柔軟な人事制度を整備する。（再掲）

VII-5-(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

VII-5-(4) 積立金の使途

なし

VII-5-(5) 公立大学法人の業務運営に関し必要な事項

なし